#### 〇 議案第4号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について

※ 船岡財産区管理会財産区管理委員の豊嶋孝良氏の後任として、豊島繁實氏を選任するため、協和町(荒川、峰吉川、船岡、淀川)財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

豊 島 繁 實 大仙市協和船岡字上宇津野139番地(新 任) 昭和26年11月23日生(63歳)

## ○ 議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 当市人権擁護委員であります中仙地域の髙畠良市氏の任期が来る平成27年6月30日を もって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありま したので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見 を求めるものであります。

〇 議案第6号 平成26年度大仙市一般会計補正予算(第11号)

補正額10,000 千円補正後の予算総額50,006,804 千円

(歳出) (単位:千円)

(	Щ)						<u> </u>
			補正額の財源内訳				
部	補正事項	補正額	国 県	市債	その他	一般	説明
			支出金	111 1月		財源	
委教							大曲工業高等学校野球
員育	1. 保健体育総務費補助金	10,000					部甲子園出場に係る補
会育							助金の補正

#### ○ 議案第7号 大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- ※ 行政手続法の一部が改正され、行政指導等に係る制度の見直しが行われることに伴い、 所要の改正を行うものであります。
- 1 行政指導の根拠等の提示の義務化(第33条関係) 行政指導に携わる者は、行政指導等をする際に相手に対して当該権限を行使することがで きる根拠となる法令等及びその条項を示さなければならないこととした。

- 2 行政指導の中止等の求め(第34条の2関係)
  - ① 行政指導の相手方は、行政指導が法令の要件に適合しないと思料するときは、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。
  - ② 市の機関は、申出があったときは、必要な調査を行い、行政指導が法令の要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととした。
- 3 処分等の求め (第34条の3関係)
  - ① 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、その旨を申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。
  - ② 市の機関は、申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、当 該処分又は行政指導をしなければならないこととした。
- 4 文言整理等(目次、第2条から第4条まで、第13条から第15条まで、第22条、第2 8条及び第33条関係)
- 5 施行期日 平成27年4月1日
- 6 この条例の改正に伴う関係条例の条項ずれの整理(附則第2項、附則第3項関係)
  - ① 大仙市税条例の一部改正
  - ② 大仙市国民健康保険税条例の一部改正

# ○ 議案第8号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

※ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、本市においても 消防団の活動の充実強化のための施策として、消防団員の処遇改善を図るため、平成26 年度に消防団員の報酬等の額の見直しを行っておりますが、今般、それでもなお地方交付税 措置額基準額に満たない階層(団長、副団長及び支団長を除く全階層)の報酬額を同基準額 以上に引き上げるものであります。

また、災害現場での雑踏整理など、消防団の活動を補助する消防団協力員については、 消防団員の数が定数に満たない状況を補う制度として設けましたが、任命実績がなく、廃止 することとし、報酬規定を削るものであります。

1 消防団員報酬の額の見直し(別表第2関係)

区 分	改正前 (年額)	改正後 (年額)
団長	86,000円	改定なし
副団長・支団長	73,000円	改定なし
副支団長	66,000円	69,000円
分団長	49,000円	50,500円
副分団長	39,000円	45,500円
部長	36,000円	38,000円
班長	35,000円	37,000円
副班長	34,000円	37,000円
団員	33,000円	36,500円

- 2 消防団協力員の報酬規定の廃止(別表第1関係)
- 3 施行期日 平成27年4月1日

#### ○ 議案第9号 大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について

- ※ 災害見舞金の支給条件を拡充し、市民が市内で発生した災害により死亡した場合において 見舞金を支給することとするものであります。
- 1 支給対象の拡充(第3条、別表関係) 市内で発生した災害により死亡又は死亡したと推定される場合に、該当世帯に対して1人 当たり20万円の災害見舞金を支給することとする。
- 2 条項ずれの整理(第4条関係)
- 3 施行期日 公布の日(平成26年12月1日から適用)

#### ○ 議案第10号 大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

※ 全国的に林業従事者の高齢化が進み、林業を担う若い人材が不足している状況の中、本市においても、林業の後継者不足が深刻な問題となっていることに鑑み、後継者育成のため、 農業後継者育成修学資金において、貸与対象者に林業修学者を加えるものであります。

また、県においては、秋田県林業トップランナー養成研修事業として、来年度から県林業研究研修センター内に秋田林業大学校を開設することとしており、本修学資金の修学対象施設に林業大学校を加えるものであります。

- 1 大学等で林業を専攻する者を資金貸与対象に加えることとする規定の整備その他の文言整理 (題名、第1条から第3条まで、第7条、第9条及び第10条関係)
- 2 施行期日 平成27年4月1日
- 3 大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の一部改正(附則第2項関係。修学資金の 原資としている大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例において、題名等の所要の改正 を行う。)

# 〇 議案第11号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

- ※ 神岡地域、西仙北地域及び協和地域の学校給食センターの統廃合に伴い、新たにこれらの 区域の小中学校に給食を提供する学校給食センターを設置するものであります。
- 1 学校給食センターの統廃合(第2条の表関係)
  - ① 設置 大仙市西部学校給食センター (愛称:西部わくわくランチ) 大仙市刈和野字田中蟻塚12番地
  - ② 廃止 大仙市神岡学校給食センター、大仙市西仙北学校給食センター及び大仙市協和 学校給食センター
- 2 施行期日 平成27年4月1日
- 3 大仙市公告式条例の一部改正 (附則第2項関係。「西仙北学校給食センター掲示場」の名称 を「北野目掲示場」に改める。)

### 〇 議案第12号 大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

- ※ 平成26年度をもって協和生活支援ハウスの老人デイサービス運営事業を休止することに 伴い、大仙市老人デイサービス事業特別会計を廃止するものであります。
  - 1 大仙市老人デイサービス事業特別会計の廃止(第1条関係)
  - 2 施行期日 平成27年4月1日

## ○ 議案第13号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ※ 公共施設見直し計画に基づき、次の7児童館を地元自治会へ無償譲渡するものであります。 また、揚北児童館については、児童館としての利用実態がなく、譲渡を希望する団体もないことから、児童館としての用途を廃止するものであります。
- 1 児童館の廃止 (別表第1関係)
  - (1) 地元自治会に無償譲渡
    - ① 木内児童館(大曲地域角間川地区)
    - ② 中野児童館(大曲地域角間川地区)
    - ③ もとき児童館(大曲地域大川西根地区)
    - ④ 富士見町児童館 (大曲地域花館地区)
    - ⑤ 中田児童館(大曲地域内小友地区)
    - ⑥ 若竹児童館(大曲地域花館地区)
    - ⑦ 大浦児童館(神岡地域神宮寺地区)
  - (2) 用途廃止 揚北児童館(南外地域湯ノ又地区)
- 2 大仙市公告式条例の一部改正(附則第2項関係。「大浦児童館掲示場」の名称を「大浦 掲示場」に改める。)
- 3 施行期日 平成27年4月1日。ただし、大浦児童館の廃止は、平成27年7月1日。

#### 〇 議案第14号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- ※ 道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が地価水準の変動等を反映した額に改定されたことに伴い、道路占用料の額を改めるほか、所要の規定の整理を行うものであります。
- 1 道路占用料を徴収しない国の事業の廃止に伴う規定の整理(第4条関係)
- 2 占用料の額の改定(別表関係)
- 3 施行期日 平成27年4月1日
- 4 経過措置(附則第2項関係)

この条例の施行の日の前日から引き続き占用許可を受けているものに係る施行日以後の占用料の額は、この条例による改正後の占用料を徴収する。

# 〇 議案第15号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて

- ※ 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件 (平成26年消費者庁・国土交通省告示第3号)により、住宅の品質確保の促進等に関する法律 に基づく住宅性能評価の確認項目が見直されましたが、この項目が長期優良住宅における 長期使用構造等の確認項目と概ね一致することから、市においても、長期優良住宅建築等の 認定の申請書等を提出する場合において、住宅性能評価書をあわせて提出する場合の手数料 の額を見直すものであります。
  - 1 設計住宅性能評価書の写しを提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を引き下げることとする。(別表関係)

	通常の手数料	住宅性能評価書
区 分	の額	を提出する場合
		の手数料の額
法第5条第1項から第3項までの規定による計		
画の認定の申請		
① 一戸建て住宅(長期優良住宅の普及の促	45,000円	20,000円
進に関する法律施行規則第4条第1号に規		
定する一戸建ての住宅)		
② 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物	102,000円	57,000円
の住戸の総数)が5戸以下の共同住宅等(省		
令第4条第2号に規定する共同住宅等)		
③ 住戸の総数が6戸以上の共同住宅等	163,000円	90,000円
法第8条第1項の規定による計画の変更の認		
定の申請		
① 一戸建て住宅	22,500円	10,000円
② 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等	51,000円	28,500円
③ 住戸の総数が6戸以上の共同住宅等	81,500円	45,000円
	I.	

2 施行期日 平成27年4月1日

#### 〇 議案第16号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物において必要とされる構造計算適合性判定については、現在、市を経由して指定構造計算適合性判定機関において判定を行い、当該判定を受けて市が確認済証を交付しておりますが、建築基準法の一部を改正する法律の施行により、今後は、建築主が市又は指定構造計算適合判定機関のいずれかに申請することができることとなりました。

現在、市では、指定構造計算適合判定機関において行う適合判定を行うことができないことから、今後は、建築主が指定構造計算適合判定機関に直接適合判定申請をすることとなるため、本条例から当該構造計算適合性判定に係る手数料規定を削るとともに、建築基準法施行令が一部改正され、市においても既存の建築物の移転の特例の認定に係る事務を執ることから、当該事務の手数料を規定するものであります。

- 1 手数料の区分及び額の規定の改正(別表関係)
  - ① 指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせる場合の手数料を廃止する。
  - ② 既存の建築物の移転の特例の認定の申請に係る手数料(27,000円)を規定する。
  - ③ その他所要の規定の整理
- 2 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成27年6月1日)
- 3 関係条例における構造計算適合性判定に係る規定の削除(附則第2項、第3項関係)
  - ① 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部改正
  - ② 大仙市低炭素建築物新築等計画等手数料条例の一部改正

#### ○ 議案第17号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 簡易水道事業において、仙北地域に新たに仙北中央地区簡易水道を設置するほか、西仙北地域の半道寺地区簡易水道及び協和地域の淀川地区簡易水道の給水量を変更するものであります。

この仙北中央地区簡易水道の給水区域は、仙北地域の5つの組合営簡易水道の給水区域に、 周辺の未整備区域を加えたものであります。

なお、水道料金については、仙北地域の戸地谷地区簡易水道と同額とするものであります。

1 仙北中央地区簡易水道の設置(第2条の表関係)

給水区域	給水量
大仙市板見内字弥兵衛谷地、荒堰、大面、大荒田、善丁防、刈又、一ツ森、	1日最大
百目木の一部、千刈田の一部、白山堂の一部、続橋の一部、八幡堂の一部	給水量
堀見内字赤沼、南赤沼、一ツ森、福嶋、西福嶋、南福嶋の一部、西一ツ森	$441\mathrm{m}^3$
払田字鳥川、荒関、森合、真山、仲谷地、牛嶋、鳥ノ木、館前、下川原、	
早坂、森崎、宝龍、下払田	
高梨字穂田原、於園、上り場、上川原の一部、八嶋、柳田、車瀬	

- 2 最大給水量 (㎡/日) の変更 (第2条の表関係)
  - 半道寺地区簡易水道 505㎡ → 442㎡
  - ② 淀川地区簡易水道 519㎡ → 650㎡
- 3 施行期日 規則で定める日
- 4 大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成21年大仙市条例第64号)の 一部改正(仙北中央地区簡易水道の料金の経過措置規定に係る改正)

#### ○ 議案第18号 大仙市西仙北火葬場設置条例を廃止する条例の制定について

- ※ 大曲仙北広域市町村圏組合が新火葬場を設置することに伴い、西仙北火葬場については、 施設が経年劣化していることから、廃止するものであります。
- 1 大仙市西仙北火葬場設置条例(平成17年大仙市条例第26号)の廃止
- 2 施行期日 平成27年4月1日
- 3 大仙市西仙北火葬場使用料徴収条例(平成17年大仙市条例第27号)の廃止(附則第2 項関係)
- 4 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年大仙市条例第56号)の 一部改正(附則第3項関係。火葬作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する規定の廃止)

#### 〇 議案第19号 大仙市地域中核病院整備支援基金条例を廃止する条例の制定について

- ※ 旧仙北組合総合病院の改築を支援する財源に充てることを目的に、同事業に対する ふるさと納税寄附及び一般寄附を原資として設置したものでありますが、大曲厚生医療 センターが完成したことに伴い、基金を廃止するものであります。
- 1 廃止条例 大仙市地域中核病院整備支援基金条例(平成23年大仙市条例第33号)
- 2 施行期日 平成27年4月1日

#### 〇 議案第20号 大仙市ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定について

- ※ ふるさと・水と土保全対策事業の財源に充てることを目的に、旧市町村の基金を原資として運用してきたふるさと・水と土保全対策基金については、今年度の運用をもって基金の全てを使用し、廃止するものであります。
- 1 廃止条例 大仙市ふるさと・水と土保全対策基金条例(平成17年大仙市条例第75号)
- 2 施行期日 平成27年4月1日

## 〇 議案第21号 大仙市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

※ 子ども・子育て関連3法の施行により、これまで児童福祉法の規定により条例に委任されていた保育所における保育の実施基準については、児童福祉法において条例委任規定が削られたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

なお、新制度における保育の実施基準については、新たに内閣府令で定められております。

- 1 廃止条例 大仙市保育所保育の実施に関する条例(平成17年大仙市条例第197号)
- 2 施行期日 平成27年4月1日

# ○ 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) の施行に伴い、地方教育行政の様々な抜本的改革が行われますが、その一つとして地方教育 行政の責任の明確化を図るため、新「教育長」が設置されます。

新「教育長」は現行の委員長と教育長を一本化した形で設置されますが、これにより 委員長職が廃止されます。また、新「教育長」の身分については、これまでの一般職から 特別職になるとともに、現行の教育長は委員としての身分も併せて有しているのに対し、 新「教育長」は委員としての身分を有しなくなります。

これは、改正法の施行により、こうした新「教育長」が設置されることに伴い、関係条例 の所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正【第1条 の規定】
  - ① 新「教育長」が教育委員会の委員の身分を有しなくなることに伴う規定の整理(第1条 関係)
  - ② 教育委員会の委員長の報酬規定の廃止その他所要の文言整理 (別表第1関係)
- 2 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正【第2条の規定】 新「教育長」が一般職から特別職となることに伴う規定の整理(第1条関係)
- 3 大仙市教育委員会委員定数条例の一部改正【第3条の規定】 新「教育長」が教育委員会の委員の身分を有しなくなることに伴い、教育委員会の委員の 定数を6人から5人に改める。(本則関係)
- 4 施行期日 平成27年4月1日
- 5 経過措置 改正法の規定により、同法の施行日(平成27年4月1日)以後、現教育長は委員としての任期中に限りこれまでどおり在職し、この期間においては委員長職も存続することから、同法の規定により現教育長が引き続き在職する場合においては、改正前の各条例の規定は、なおその効力を有することとする。

#### 〇 議案第23号 大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会 に新「教育長」が設置されます。

現行の教育長は、一般職であることから、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならないとする職務に専念する義務(以下「職務専念義務」という。)の免除については、大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定が適用されておりますが、新「教育長」は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、職務専念義務が課せられ、その免除は法律又は条例に特別の定めがある場合とされていることから、新「教育長」においても現行の教育長同様に職務専念義務の免除規定を設けるため、条例を制定するものであります。

- 1 趣旨(第1条関係)
- 2 職務に専念する義務の免除(第2条関係)
  - ① 研修を受けるとき。
  - ② 厚生に関する計画の実施に参加するとき。
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。
- 3 施行期日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年 法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規 定による最初の教育長が任命された日から施行する。

#### 〇 議案第24号 大仙市旧池田氏庭園条例の制定について

- ※ 文化財保護法の規定により名勝の指定を受けた旧池田氏庭園の保存及び活用を図り、 もって市民の教養を高め、文化の向上、観光振興並びに地域の交流促進に資するため、 旧池田氏庭園を公の施設として条例規定するものであります。
- 1 設置(第1条関係)
- 2 名称、位置及び構成(第2条関係)

名 称	位 置	構 成
旧池田氏本家庭園	大仙市高梨字大嶋1番地	正門、庭園、中門、穆如亭(旧宅)、洋館、受付棟、 米蔵、味噌蔵、横蔵、中蔵、西蔵、案内所、濠及び橋、 駐車場、管理用道路
旧池田氏払田分家庭園	大仙市払田字真山18番地1	正門、庭園、駐車場、水路敷

- 3 入園の制限等(第3条関係)
- 4 遵守事項 (第4条関係)
- 5 利用許可(第5条関係)
- 6 利用許可の制限等(第6条関係)
- 7 入園料及び使用料(第7条関係)
- 8 入園料等の減免 (第8条関係)
- 9 入園料等の不還付等(第9条関係)
- 10 指定管理者による管理(第10条関係)
- 11 指定管理者の業務等(第11条関係)
- 12 管理の基準 (第12条関係)
- 13 利用料金 (第13条関係)
- 14 利用料金の承認 (第14条関係)
- 15 利用料金の減免(第15条関係)
- 16 利用料金の不還付等(第16条関係)
- 17 損害賠償の義務 (第17条関係)
- 18 原状回復の義務(第18条関係)
- 19 委任 (第19条関係)
- 20 使用料(別表第1、別表第2関係)

#### 入園料

区分	入園料の額		
一般	3 2 0 円		
高校生以下	無料		

# 使用料

	使用料の額			
区分	半 日	半 日	全 日	
	9 時~12時30分	12時30分~16時	9 時~16時	
穆如亭	1,080円	1,080円	1,620円	

備考 冷暖房設備を利用するときは、冷暖房料として1時間当たり210円を加算する。

21 施行期日 平成27年4月1日

### ○ 議案第25号 大仙市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

- ※ 公営企業における剰余金の処分については、地域主権改革の一環として、これまでどおり 議決を経て行う方法のほか、剰余金の処分に関する条例を制定することにより、処分するこ とができることとされたため、病院事業における剰余金の処分に関する条例を制定するもの であります。
- 1 目的(第1条関係)
- 2 利益の処分及び積立金の取崩し(第2条関係)
  - (1) 毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができるものとする。
  - (2) 積立金は、次に掲げる目的のため積み立てるものとする。
    - ① 減債積立金 企業債の償還
    - ② 利益積立金 欠損金の補塡
    - ③ 建設改良積立金 建設改良費への充当
  - (3) あらかじめ議会の議決を経たときは、積立金を当該目的以外の使途に使用することができるものとする。
  - (4) 減債積立金又は建設改良積立金を当該目的で使用した場合は、その使用した額に 相当する額を資本金に組み入れるものとする。
- 3 資本剰余金の処分(第3条関係)
- 4 委任(第4条関係)
- 5 施行期日 公布の日

#### 〇 議案第26号 大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

- ※ 公営企業における剰余金の処分については、地域主権改革の一環として、これまでどおり 議決を経て行う方法のほか、剰余金の処分に関する条例を制定することにより、処分するこ とができることとされたため、水道事業における剰余金の処分に関する条例を制定するもの であります。
- 1 目的(第1条関係)
- 2 利益の処分及び積立金の取崩し(第2条関係)
  - (1) 毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができるものとする。
  - (2) 積立金は、次に掲げる目的のため積み立てるものとする。
    - ① 減債積立金 企業債の償還
    - ② 利益積立金 欠損金の補塡
    - ③ 建設改良積立金 建設改良費への充当
  - (3) あらかじめ議会の議決を経たときは、積立金を当該目的以外の使途に使用することができるものとする。
  - (4) 減債積立金又は建設改良積立金を当該目的で使用した場合は、その使用した額に 相当する額を資本金に組み入れるものとする。

- 3 資本剰余金の処分(第3条関係)
- 4 委任(第4条関係)
- 5 施行期日 公布の日

## 〇 議案第27号 新市建設計画 (大仙市まちづくり計画) の変更について

- ※ 市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)の規定による地方債(合併特例債)を 起こすことができる期間が5年間延長されたことに伴い、新市建設計画(大仙市まちづくり 計画)を次のとおり変更することについて、同法第5条第7項の規定により、議会の議決を 求めるものであります。
- 1 計画期間の延長 平成17年度から平成31年度まで(5年間延長)
- 2 財政計画の見直し (第8章財政計画関係)
- 3 事業の追加等 (第5章新市の施策関係)
  - ① 障がい者、障がい児福祉施設整備事業(小規模作業所等整備事業からの変更)
  - ② 公文書館整備事業(新規)

#### ○ 議案第28号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について

- ※ 大仙市過疎地域自立促進計画(平成22年度~27年度)において、次のとおり過疎対策 事業債を活用した、障がい者施設整備に係る補助事業を追加し、計画を変更することについ て、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、 議会の議決を求めるものであります。
  - 変更内容 障がい者施設整備事業(社会福祉法人)に係る補助事業の追加(第5章の高齢者等 の保健及び福祉の向上及び増進関係)

#### (参考)

平成27年2月4日 計画変更協議(秋田県知事) 平成27年2月6日 協議完了

障がい者施設整備主体 社会福祉法人 柏仁会

#### ○ 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

※ 中仙地域栗沢地区においては、辺地対策事業債を活用し、平成22年度から平成26年度までの5年を事業期間として、市道中仙17号線の道路等の改良舗装事業を実施しておりますが、同地区において、引き続き改良舗装事業を実施するため、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### (総合整備計画の概要)

- 1 事業内容 市道中仙 1 7 号線の改良舗装 (L=1,380m W=7.0m)
- 2 計画期間 平成27年度~平成31年度(5年)
- 3 事業費 139,900千円 (うち辺地債139,900千円)
- 4 受益面積 1.9 k m²

### 〇 議案第30号 市道の路線の認定及び廃止について

- ※ 市道の路線について、次のとおり認定及び廃止しようとするものです。これにより、市道 の路線数は、6,684路線(24路線増)、実延長は3,207,730.75m(694.41m増)となります。
- 1 認定する路線 28路線 (実延長3,565.51m)
- 2 廃止する路線 4路線 (実延長2,871.10 m)

# 〇 議案第31号 平成26年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成26年度大仙市老人デイサービス事業特別会計に平成26年度大仙市一般会計から繰り入れる額を21,573千円以内から31,515千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

## ○ 議案第32号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から 502,471千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、 議会の議決を求めるものであります。

#### 〇 議案第33号 平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から770,138千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### ○ 議案第34号 平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から445,210千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### ○ 議案第35号 平成27年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から9,159千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### ○ 議案第36号 平成27年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市農業集落排水事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から901,562千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

### ○ 議案第37号 平成27年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市スキー場事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から 71,154千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会 の議決を求めるものであります。